

授業料減免・入学金軽減 申請受付のお知らせ

授業料減免および入学金軽減の申請受付をします。申請を希望する方は申請書をA4用紙にプリントアウトし、必要事項を記入して期限までに学校事務室に提出してください。ご家庭でプリントアウトができない場合は、事務室にも用意してありますので取りに来てください。

提出期限 10月22日（金） 事務室へ提出

〈授業料減免〉 対象となる授業料の期間：4月～翌年3月

授業料減免制度は県の補助を受け本学園が行う事業です。月々の納付金のうち授業料に対して国の就学支援金が支給されていますが、就学支援金だけではカバーしきれない分に対して、授業料の減免をします。そのため就学支援金を受給していることが前提となり、4月からの就学支援金のうち月額30,000円の支給ではない月がある場合に申請できます。

授業料減免（2号と3号）は、就学支援金と同様に保護者等全員の計算式による算出額の合計（以下、**判定額**）にて判断します。保護者等全員とは、就学支援金の手続きでマイナンバー等を提出した親権者等のことです。

※月額納付金免除を受けている特待生は対象外です。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合（千葉市等）は、「調整控除の額」
に3/4を乗じて計算
※100円未満切り捨て

市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除の額の確認方法等については、住民税の賦課期日（その年の1月1日）に在住していた市町村へお問合せください。マイナンバーカードを発行している場合は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」でも確認できます。

【判定表】

参考のため就学支援金加算区分を記載

年収等区分 (目安)	判定額	就学支援金 加算区分	授業料減免
生活保護 ※	(0円)	加算あり	1号
～590万円	～154,500円未満	(30,000円)	2号
～640万円	～175,500円未満	加算なし (9,900円)	2号
～750万円	～227,100円未満		3号
～910万円	～304,200円未満		—
住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方 ※	—	—	4号
上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方(家計急変) ※	—	—	5号

1号、2号
30,000円から就学支援金を除いた差額を免除

3号、4号、5号
18,900円から就学支援金を除いた差額を免除

※1号…【提出書類】の③生活保護受給証明書等が必要

4号…【提出書類】の④罹災証明書等が必要

5号…【提出書類】の⑤雇用保険受給資格者証等が必要

【支給パターンの例】

例 1) 4月から6月が「加算あり」で、判定額が 150,000 円の場合

	4月から6月(月額)	7月から3月(月額)	合計(年額)
就学支援金	加算あり 30,000 円	加算あり 30,000 円	360,000 円
授業料減免(なし)	0 円	0 円	0 円

例 2) 4月から6月が「加算なし」で、判定額が 150,000 円の場合

	4月から6月(月額)	7月から3月(月額)	合計(年額)
就学支援金	加算なし 9,900 円	加算あり 30,000 円	299,700 円
授業料減免(2号)	20,100 円	0 円	60,300 円

例 3) 4月から6月が「加算あり」で、判定額が 180,000 円の場合

	4月から6月(月額)	7月から3月(月額)	合計(年額)
就学支援金	加算あり 30,000 円	加算なし 9,900 円	179,100 円
授業料減免(3号)	0 円	9,000 円	81,000 円

〈入学金軽減〉…1年生のみ対象

入学金軽減制度は納めて頂いた入学金 150,000 円を軽減し還付する事業です。判定額が 51,300 円未満の世帯が入学金軽減の対象となります。生活保護世帯は生活保護証明書での手続きになります。

※入学時納付金免除をうけている特待生は対象外です。

【提出書類】

- ① 授業料減免申請書
② 入学金軽減申請書(1年生のみ)

申請を希望する方は、全員提出

- ③ 生活保護を受給していることが分かる証明書
… 生活保護世帯は生活保護証明書の提出が必要です。減免は1号での申請となります。
令和3年1月1日時点で生活保護を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ④ 罹災証明書等(別添「4号減免の取扱いについて」を参照のこと)
… 減免1~3号に該当せず、4号で申請する場合に必要です。
- ⑤ 雇用保険受給資格者証等(別添「5号減免の取扱いについて」参照のこと)
… 減免1~3号に該当せず、5号で申請する場合に必要です。

該当者のみ
提出

【その他・注意事項】

- ◆ 給付型の事業なので返済義務はありません。
- ◆ 減免軽減受給は、あくまでも該当者のみ、自己申告によるものです。
- ◆ 減免対象者と認められた場合、1年分の減免額を3月末に郵便局の納付金引き落とし口座へ送金予定です。
- ◆ 軽減対象者と認められた場合、150,000 円を2月か3月に郵便局の納付金引き落とし口座へ送金予定です。

お問い合わせ 東京学館船橋高等学校事務局 伊藤まで TEL 047-457-4611 (代表電話)